

## 群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（仮称）に関する意見（パブリックコメント）

意見者	通し番号	意見（全文）
<p>1 団体① (2件中1件目)</p>	1	<p><b>&lt;第 11 相談体制&gt;</b></p> <p>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」には「第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置」（相談及び紛争の防止のための体制の整備）第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。と明記されています。</p> <p>一方、本条例素案、第 11 相談体制 には 「1 県は、障害を理由とする差別に関する相談に適切に応じられるよう、その相談に対応するための窓口を設置する等必要な体制の整備を図るものとする」「2 県は、障害を理由とする差別に関する相談を受けたときは、その当事者の相互理解と自主的な取り組みによる解決を促進するため、専門的知見を活用して助言その他の必要な支援を行うものとする。」と記されています。</p> <p>さらに、参考資料 1 「条例の制定検討の背景と趣旨」第 11 相談体制に関する群馬県の考えとして、「相談を受けたときは、当事者の相互理解と自主的な取り組みによる解決を促進する必要がある。※紛争解決については、既存の紛争解決機関を活用する。とあります。</p> <p>この点に関しては、<b>本来条例よりもさらに上位に位置するはずの法律、しかもそもそもその社会背景的な必要性・正当性もあって明記された「障害者を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。」に該当する表現が何ら記されず、しかも「紛争解決については、既存の紛争解決機関を活用する」との考えを基本にしているのは、明らかに本法律の趣旨に反し、行政側の責任回避的姿勢、傍観者の姿勢の印象を持たざるを得ません。</b></p> <p>ちなみに群馬県内においては、これまで精神障害者関連の施設・グループホーム開所にあたり、地域住民の方々の様々な形での反対運動に直面し、その解決のための人的・財的・時間的負担を強いられながらも、結果的に開所を断念した事例が数多くありました。本法律が施行されたとはいえ、今後もこの問題に直面するリスクをたえず抱えているのが実情です。これらの複雑かつデリケートな内容の紛争に当たり、行政側のこれまでにない主導的関わりの必要性あつての法律化であったと認識していますが、群馬県の考えをストレートに表現するならば、紛争解決にあたってはこれまで通り本法律も無視し、むしろ制定前の民主主義を前提とした当事者同士の紛争解決を目指すべき。この事案に関し群馬県は相談には乗りますが、解決そのものに関わらない責任回避的・傍観的な立場を貫きますと表明しているように捉えざるを得ません。</p> <p><b>実際の紛争解決がいかに大変かはわかりますが、このような行政側の主導的解決努力放棄ともとれる姿勢は、国の考えはもとより他の先進的な都道府県と比べても、大変見劣りする内容に後退することになると思います。</b></p> <p>つきましては、本条例には「紛争の防止又は解決」に関する取り組みを確実に明記願います。</p>

意見者	通し番号	意見（全文）
<p>1</p> <p>団体①</p> <p>（2件中2件目）</p>	<p>2</p>	<p><b>&lt;その他（素案に記載のない事項）&gt;</b></p> <p>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」には「第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置」（障害者差別解消支援地域協議会）第十七条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育、その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するものは、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会を組織することができる。さらに2 3 4 5 と記されています。</p> <p>「障害を理由とする差別の解消の推進」に向けては、政策的なことを除くと、実際上は複雑かつ困難かつ長期的視野にたつて粘り強く解消を目指してゆく事例が、非常に多いことが予想されます。またこのような事例に直面しては、むしろ市町村レベルでの協議会が機能することが有効なケースも多いと思われます。</p> <p>本条例は、全県民に対してのみならず、今後市町村レベルでの条例化が増えていくことを想定し、市町村にとつても模範的、お手本的存在であるべきと考えます。このことから<b>本条例には「障害者差別解消支援協議会」の位置づけや必要性も確実に明記願います。</b></p>

意見者	通し番号	意見（全文）
<p>2 個人① （2件中1件目、2件目）</p>	3	<p><b>&lt;その他（素案に記載のない事項）&gt;</b></p> <p>精神障害者が地域で安心して生活できるようにするための仕組みや制度にはいくつかの問題があると考えています。それなのに、「（参考資料1）群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（仮称）の制定検討の背景と趣旨」の「障害者が将来に夢と希望を抱き、地域で安全に安心して自分らしく自立して生活できる環境づくりを進めるため、障害者が地域で教育を受けて就労するための取組や、地域で生活する重い障害者の支援に重点的に取り組むなど、様々な取組を進めてきました。しかしながら、障害者が日常生活や社会生活において、障害を理由とする不当な差別的取扱いや、社会における様々な障壁により、地域での自立した生活や社会参加を妨げられていたりしている状況が、今なお、私たちの社会には存在します。」との記述は「障害者が地域で安心して生活できる仕組み作りはほぼ完了した。今後は、差別解消に取り組む」というようにも読み取れます。改めていただきたく思います。</p>
	4	<p><b>&lt;第15 雇用及び就労の促進&gt;</b></p> <p><b>精神障害者の中には、働く意欲のない人や働く意欲はあるが能力不足の人たちがいます。こういう状態であっても、地域で安心して生活できる仕組みと制度が必要でしょう。また、働く意欲や能力向上心の醸成も必要でしょう。</b>それなのに、「（参考資料2）群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（仮称）素案の各規定に係る群馬県の考え」の「第15 雇用及び就労の促進」の「◎群馬県の考え」に「障害者が社会や地域で生き生きと生活し、経済的にも自立して暮らすためには、働いて収入を得ることが必要。このため、働く意欲のある障害者が自分で職業を選択し、その適性と能力に応じた就労の場を確保できるようにする必要がある。」との記述は、「働く意欲と能力のない障害者は、社会で生き生きと生活できない」というようにも読みとれます。改めていただきたく思います。</p>

意見者	通し番号	意見（全文）
<p>3 個人② (1件)</p>	<p>5</p>	<p><b>&lt;その他（素案に記載のない事項）&gt;</b></p> <p>条例の素案を拝見させていただきました。勧告や公表、合理的配慮の適用範囲を広げる、相談窓口の強化などの罰則規定や制度自体を強くするという通常ほかの自治体が行うようなことを群馬県はあえてやらず、啓発活動などに力を入れていく、という姿勢が理解できました。</p> <p>よって、この素案に異論はありません。</p> <p>そして、これほどプラス思考にそして現実的に差別の解消のその先の障害があるなしに関わらず、平等を目指している条例を予定では平成30年12月に施行予定であること。東京オリンピックパラリンピック競技大会の1年半前という時期に施行されるからには、条例が現実実現していかなければならないと痛感しております。</p> <p>県・市町村・県民・障害者・事業者の役割にあるように、差別の解消の推進に関する施策や横の連携、理解の促進などを具体的に実施しなければと強く感じますとともに、障害当事者として全力で協力したいとも思います。</p> <p>財政上の措置、啓発活動、人材の育成、そして教育、雇用就労、そして社会参加など様々なことを実施する時期に来たと感じます。従来から行っている理解の促進・啓発活動なども見直し、改善、新たな取組が必要であると思います。</p> <p>ありとあらゆる手段を活用し実現していきましょう。</p> <p>条例を言葉だけにだけは絶対にしてはいけないと思います。効果的に実行していきましょう！</p>

意見者	通し番号	意見（全文）
<p>4 団体② （1件）</p>	<p>6</p>	<p><b>&lt;第11 相談体制&gt;</b></p> <p><b>2項の「助言その他必要な支援」については、実行的な救済手続きとして、他県の条例でも定められている、あっせん、勧告、公表の手続きを明記すべきではないか。</b></p> <p><b>【理由】</b></p> <p>他県の障害者差別禁止条例では、障害のある人に対する差別の解消に向けた固有の相談、助言・あっせん・勧告の手続きを定め、既存の機関とは異なる別の機関を設置している。</p> <p>（千葉県、熊本県、長崎県、茨城県、愛知県 他）</p> <p>このことは、合理的配慮を促すなど差別解消に向けた実効的な権利救済システムを構築するには、条例において、独自の救済手続きと救済機関を定めることが必要であるとことを裏付けるものである。</p> <p>法においては、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において」（障害者差別解消法7条、8条）、あるいは「障害者からの申出」（障害者雇用促進法36条の2）を受けて、合理的配慮をしなければならないと定められており、障害のある人からの意思表示を受け取る機関、すなわち相談窓口を設置する必要があることが謳われている。（条例素案11第1項）</p> <p>しかしながら、合理的配慮が提供されなかったという紛争を解消するには、行政機関が障害のある人の相談に応じるだけでは足りず、特定の場面における、特定の当事者の関係の対話を促し、関係を調整する助言・あっせんの手続きを整備する必要がある。</p> <p>例えば、大分県の条例では、障害を理由とする差別があったときは、当該対象事案についての解決を求めて、県に対し相談を行うことができるとされる。県は、当該相談を受けて、対象事案の関係者間の調整や関係機関への通告等を行う。相談を経ても対象事案が解決しないときは、大分県障害者施策推進協議会に対し、あっせんの申立てを行うことができる。同協議会は、対象事案の解決のため、あっせん案を提示する。相手方が、正当な理由なく、あっせん案を受諾せず、あるいは、受諾したにもかかわらず当該あっせんに従わないときは、知事は、必要な施策を講ずべきことを勧告することができる。さらに、相手方が正当な理由なく、同勧告に従わないときは、勧告を受けた者の氏名、勧告の内容等を公表することができる。このような助言・あっせんを経て、それに従わない場合には勧告を行い、それでも効果がない場合にはさらには公表するという段階的で、かつ、一定の強制力を含む紛争解決システムを規定することにより、合理的配慮を具体的に実現させる、より実効的な権利救済システムを構築することが可能となる。</p> <p><b>群馬県の条例（素案）においては、その部分が「助言その他の必要な支援」と規定されているのみで、救済システムとしては極めて弱いと感じる。障害当事者が、第7条2項に規定されている責務（自らの障害の特性や社会的障壁の除去に必要な支援について、可能な範囲で周囲に伝えることにより、障害及び障害者に対する理解の促進が図られるよう努めるものとする。）を全うするためにも、相談だけではなく、あっせんの申立てや勧告などが保障されている事を明記する必要があると考える。</b></p>

意見者	通し番号	意見（全文）
5 団体 ③ （1件）	7	<p><b>&lt;その他（素案に記載のない事項）&gt;</b></p> <p>群馬県人権擁護委員連合会では、法務省前橋地方法務局の指導の下で、すべての人々の人権が尊重される社会の実現に貢献するために様々な人権擁護活動に取り組んでいるが、特に昨年からは、組織内に「高齢者・障がい者人権委員会」と新設して、相談、啓発、人材育成について、重要施策として取り組んでいるところである。</p>

意見者	通し番号	意見（全文）
6 団体④ （5件中1件目、2件目、3件目）	8	<p>＜第9 意見の聴取・相互連携＞</p> <p>「障害者その他の関係者の意見」とありますが、その他の関係者とは、誰でしょうか？保護者や障害者を支える支援者、資格保持者、心理士、担当医等々は含まれますか？もう少し具体的に明示したほうが良いのではないかと考えます。</p>
	9	<p>＜第14 教育＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「（参考資料2）群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（仮称）素案の各規定に係る群馬県の考え」の「第14 教育」の「◎群馬県の考え」にある、「本人及び保護者に十分な情報提供を行う」という文言は重要に感じます。加えてください。</li> <li>・ 教育を充実させるには教育を受ける側だけでなく、教育する側（教員・学校関係者等）への、障害や障害者とその差別解消への見識や理解、発達・特性・対応方法等の高度な知識・技術が不可欠と思います。実際に小・中学校等の教育現場では、障害に対する理解・知識・資質の無い教員が特別支援級のクラスを持つことで、教員本人も疲弊し、また、児童・保護者も配慮や能力に欠ける学校に期待もなくなっているという現状もあります。なので、「県は教育する立場である学校教職員への障害や障害者、差別に対する理解、支援対応方法の知識技術を深める義務がある」という項目を追加してもらいたいです。特に、教育関係者には障害者に対して、「指導する」という観念でなく、「支援する」という心持ちで対応する必要があるのでは？と日々感じます。</li> <li>・ 「3」については、「共に学ぶ機会が充実」とありますが、それは、まず差別感情が無くなってからの話では無いのか。無理やり形だけそのような場を設けて「充実」したと解釈できても、実際の障害者本人の感情は、果たしてそれが真に幸せか？は、わからない。好奇心目で見える人がいるかもしれない。自分はみんなのようにできない、蔑まれていると感じるきっかけになってしまうかもしれない。欧米のように小さい時から様々な人種・特性の人が身近にいる環境とは日本は違います。欧米の例を見ると、健常な子も特性のある子も小さい頃からあたりまえに同じ教室で学んでいたりする。でも日本ではその光景を想像しても程遠い現状がある。特に学齢が上がると健常な子との差は顕著になり、一緒に学ぶのは難しい。健常な人々の自己満足にならないよう十分注意研究して施策する必要があると感じます。</li> </ul>
	10	<p>＜その他（素案に記載のない事項）＞</p> <p>「居所」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体を通して、教育・就労・余暇・防災など、条例案では、障害者の社会生活全般について記載されていますが、「居所」についての項目は無いのでしょうか？「県は、障害者の居所が不足しないようにする義務がある」等の内容の条項です。保護者が高齢になると障害者本人だけで住まうまたはグループホームに入ることとなりますが、そのような居所が一般の健常な方々への供給と差が無い事も差別解消の重要なファクターでは無いのでしょうか？群馬県では障害者グループホームができるとすぐに入居者で埋まってしまい、空きが無いという現状があります。この条例に、「居所」についての条項追加を希望します。</li> </ul>

意見者	通し番号	意見（全文）
6 団体④ （5件中4件目、5件目）	1 1	<p><b>&lt;その他（素案に記載のない事項）&gt;</b></p> <p><b>障害を理由とする差別の解消についての条例の素案を読みましたが、具体的にどうなるのかよくわかりませんでした。</b></p> <p>私たちの知らないところで、差別を受けて不利益だったりした、過去の悪しき例を、具体的症例として取り上げて、この場合だったら、どのように解消する手があるのかとか、示して欲しいと思いました。</p> <p>私たちも、慣れっこになって、自然に当たり前の権利を遠慮して、放棄していることもあるかもしれないし、もっと悲しい思いをしたひともいるでしょうし、これまでど、<b>条例の制定により今後どうなるか、違いをわかりやすく説明してもらいたい</b>です。</p> <p>以上、意見というか、気持ちのことになってしまいましたが、よろしくお願いします。</p>
	1 2	<p><b>&lt;その他（素案に記載のない事項）&gt;</b></p> <p><b>素案全体にとっつきにくいわかりにくい内容でした。</b></p> <p>障害のある子を持つ親にとって望むことは「その子なりの幸せ、生きがいを見つけ、親が亡くなった後も自立して生きて行ってほしい」ということだと思います。</p> <p>健常者の手助け、理解は必須です。その健常者に差別意識があってはその子の幸せは実現しません。</p> <p>私の障害のある子どもはまだ小学生ですがすでにこどもたちの間で差別というか壁を感じます。<b>こどもたちに差別の意識（無意識かもしれませんが）が育つかどうかは未就学時期からすでに始まっているかもしれません。そうならない未就学時期からの取り組みも大事だ</b>と思います。</p> <p><b>どうか、誰でもわかりやすく、理解出来る、障害を理由とする差別の解消につながる条例の制定をよろしくお願い致します。</b></p>



意見者	通し番号	意見（全文）
7 団体⑤ （3件中1件目、2件目、3件目）	13	<p><b>&lt;第11 相談体制&gt;</b></p> <p>差別的扱い等を受けた当事者からの相談によって解決できない場合、関東地区で既に制定されている都県の条例では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>当事者が知事に対して解決のために求める「あっせん」</b></li> <li>・ <b>相手が正当な理由がなくあっせん案を拒否したときの「勧告」</b></li> <li>・ <b>勧告に従わなかった相手の「公表」</b></li> </ul> <p>上記の3点が規定されています。</p> <p>本案では上記の3点を規定せず、「相談によって解決されない場合、既存の機関に委ねる姿勢であり、既存の機関を十分に活用する」としています。これは国もしくは県の指定する機関、委託する機関と受け止めます。</p> <p>しかし、これでは、<b>行政の職員が該当者になった場合、公平な審議や処置がなされるのか疑問に思います。また、障害者特有の課題や背景を理解した上で審議されるかどうか心配されます。</b></p> <p>よって、上記の3点を規定した上で、<b>障害者団体代表者を含む第三者委員会を設置し、ここで公平な審議や処置をすべきと考えています。</b></p>
	14	<p><b>&lt;その他（素案に記載のない事項）&gt;</b></p> <p>本案について、相談紛争を既存の他機関に委ねることから、<b>施行1年後に執行状況や紛争等の経過や実績等を議会に報告することを規定すべき</b>と考えます。</p>
	15	<p><b>&lt;その他（素案に記載のない事項）&gt;</b></p> <p>本条例の施行後3年を経過した時点において、<b>執行状況、社会情勢の変化等を考慮しつつ、規程の見直しを行うことを規定してください。その際は、それぞれの当事者団体代表者が出席する検討会議を設け、それぞれの意見をまとめて、よりよい条例にしていくことを努めるべき</b>と考えます。</p>